

「通話トッピング」提供条件書

KDDI 株式会社および沖縄セルラー電話株式会社（以下、併せて「当社」といいます。）は、povo1.0 通信サービス契約約款に定める povo1.0 サービスについて、以下のとおり通話トッピングを提供します。

1. 概要

povo1.0 をご契約のお客さまは、使い方に合わせて通話トッピング（5 分以内通話かけ放題、通話かけ放題）がご利用いただけます。

2. 提供条件

（1）通話トッピングの基本情報

| 通話トッピングの種別 | 利用料 | 内容*1 |
|-------------|----------------------------------|---------------------------------|
| 5 分以内通話かけ放題 | 税抜額 500 円／月 (税込額 550 円／月) | 1 回 5 分以内の国内通話が 24 時間かけ放題となります。 |
| 通話かけ放題 | 税抜額 1,500 円／月 (税込額 1,650 円／月) | 国内通話が 24 時間かけ放題となります。 |

*1：0570（ナビダイヤルなど）・衛星船舶電話など、かけ放題の対象外となる通話があります。詳細は(2)③を参照ください。

（2）重要事項

① ご利用方法

- ・通話トッピングをご利用の際は、「povo1.0 アプリ」または所定の web サイトから、トッピングの種別を選択の上お申込みください。
- ・通話トッピングの変更・廃止についても、「povo1.0 アプリ」または所定の web サイトからお申込みいただけます。

② 適用・廃止について

- ・通話トッピングは、そのお申込みに係る当社の登録が完了した日から適用を開始します。
- ・同日中に、複数の種類の通話トッピングの適用・廃止があった場合、その日最後に当社の登録が完了したお申込み内容に応じて、適用・廃止を行います。
- ・利用料は日割りしません。
- ・月中に複数の種類の通話トッピングの適用があった場合、通話かけ放題の利用料を適用します。
- ・通話トッピングの適用を廃止する申込みを行った場合のほか、povo1.0 の契約解除があった場合には、通話トッピングの適用を廃止します。その場合、以下に定める日までの通話について通話トッピングの適用対象とします。
 - ア au への番号移行による povo1.0 の契約解除があった場合：番号移行日の前日
 - イ ア以外で povo1.0 の契約解除があった場合：契約解除日
 - ウ povo1.0 契約中に通話トッピングを廃止した場合：廃止した日の前日

- ・通話トッピングの適用を受けている場合、料金プランの基本使用料に通話トッピング利用料を加算した額を、その povo1.0 契約の基本使用料として取扱います。

③ 「5 分以内通話かけ放題」「通話かけ放題」の対象外となる通話について

- ・ 0570（ナビダイヤルなど）、0180（テレドーム）から始まる他事業者が料金設定している電話番号への通話や番号案内（104）、行政 1XY サービス（188）、#ダイヤル（クイックダイヤル）、SMS 送信、衛星電話／衛星船舶電話への通話、当社が別途指定する電話番号への通話などについては、かけ放題の対象外です。また国際電話や海外での発着信についても対象外です。これらの通話についてはサービスに応じた料金がかかります。
- ・ 別に定める一部の電気通信事業者への通話や、月間 744 時間を超える通話は通話料の支払いを要する場合があります。この場合、月間の累計通話時間に 1 秒未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
- ・ 通話トッピングの適用を受けている povo1.0 回線について次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、通話料の支払いを要する場合があります。
 - ア povo1.0 通信サービス契約約款の第 30 条（利用停止）第 1 項第 14 号及び第 15 号に該当するとき。
 - イ povo1.0 通信サービス契約約款の第 65 条（利用に係る契約者の義務）第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当するとき
 - ウ その povo1.0 回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その povo1.0 回線を使用して他人の通信を媒介したとき。
 - エ 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を現に得ているとき又はその恐れがあるとき。
 - オ その契約者から次々項に定める協力を得られないとき。
 - カ その povo1.0 回線からの通話が、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（通話に係るものに限ります。）を利用するための電気通信番号（当社が別に定めるものに限ります。）をダイヤルして行われたものであるとき。
 - キ その povo1.0 回線からの通話が、特定の電気通信事業者の電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信により一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するものであるとき。
 - ク その他当社の業務の遂行上支障が生じるおそれがあるとき。
- ・ 上記のア～クに該当すると当社が判断した場合、その判断を行った日を含む料金月の初日に遡って又は当社所定の日において、通話トッピングの適用を廃止することができるものとします。それ以降、同一の povo1.0 契約者から通話トッピングの申込みがあった場合でも、かけ放題の対象とならず、通話料がかかります。
- ・ 当社は、「5 分以内通話かけ放題」「通話かけ放題」の対象外と判定をするために必要な調査等を行う場合があります。この場合において、povo1.0 契約者は、その調査等に協力していただきます。
- ・ この調査等を行うにあたり、povo1.0 契約者はその回線に係る通話の情報等（調査等に必要範囲に限ります。）を閲覧、記録、分析、保存等することを承諾していただきます。

■本提供条件書について

- ・ 当社は、本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。
- ・ 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する場合であって、当社の申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知および説明に代え、予め、当社のホームページにその内容を掲示します。
- ・ 本提供条件書に記載のない事項については、契約約款等（povo1.0 通信サービス契約約款、au (5G) 通信サービス契約約款、au (LTE) 通信サービス契約約款その他当社の各契約約款および各規約をいいます。）の規定を適用します。契約約款等の詳細は、当社のホームページでご確認いただけます。

■更新履歴

- 2021 年 3 月 23 日 初版作成
- 2021 年 9 月 29 日 povo2.0 の提供開始に伴う改版
- 2022 年 3 月 7 日 povo1.0 の利用停止の取扱いに係る改版